

徳島県立保健製薬環境センター
健康危機対応計画（感染症）

令和6年3月

目次

I. はじめに	1
1. 背景	
2. 健康危機対処計画の位置づけ	
II. 平時における準備	3
1. 有事を想定した所内体制づくり	
2. 関係機関との連携	
3. 人材の確保・育成	
4. 検査実施体制の確保等	
5. 情報の収集と提供	
6. 調査研究の推進	
III. 発生段階に応じた取組及び体制	11
1. 発生段階における保健製薬環境センターの役割	
2. 発生段階に対する評価と体制	
IV. 感染防御策、業務継続計画の作成	18
1. 感染防御策に関する事項	
2. 業務継続計画の作成	
3. 業務継続計画の周知及び徹底	
V. 感染症による健康危機発生後の対応	20
1. 事後評価に関する事項	
VI. 関係機関連絡先	21
VII. 改定履歴	21
VIII. 参考資料	22

I. はじめに

1. 背景

地方衛生研究所については、地域保健法（昭和22年法律第101号）第4条に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374号）（以下、「基本指針」という。）において、地域における科学的かつ技術的に中核となる機関とされ、「地方衛生研究所の機能強化について」（平成9年3月14日付け厚生省発健政第26号厚生事務次官通知）において、基本指針の趣旨を踏まえて地方衛生研究所設置要綱が改正され、これまで、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、関係行政機関等と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行ってきたところである。

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第96号）により地域保健法が改正され、保健所を設置する地方公共団体（以下「保健所設置自治体」という。）は、地域保健対策に関する法律に基づく調査及び研究並びに試験及び検査であって、専門的な知識及び技術を必要とするもの等の業務を行うため、地方衛生研究所の体制整備を含めた必要な体制の整備、他の地方公共団体との連携の確保等の必要な措置を講ずるものとされた（令和5年4月1日施行）。

基本指針においても、地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査等についての基本的な考え方、これらの業務を実施するための体制整備のあり方、これらの業務の主たる役割を担う地方衛生研究所の機能強化のあり方などが示された（令和5年4月1日適用）。

また、これらを踏まえ、「地方衛生研究所等の整備における留意事項」（令和5年3月29日付け健発0329第10号厚生労働省健康局長通知）において、地方衛生研究所の体制整備・連携確保のあり方や運営に係る留意事項等が示された。

さらに、「国立健康危機管理研究機構法」（令和5年法律第46号）及び「国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律第47号）により、地域保健法第26条に規定する地域における専門的な調査研究・試験検査等の業務を行う機関を「地方衛生研究所等」と定義づけた上で、国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）と地方衛生研究所等との連携を強化し、全国の検

査・サーベイランス体制の強化や地方衛生研究所等の職員の資質向上等を図るため、機構の業務として、国際的な知見や全国的な感染状況等の提供や、地方衛生研究所等の職員に対する検査技術の向上を図るための研修や技術支援等を行うこととするとともに、地方衛生研究所等に対し、機構が実施する検査結果や感染情報などの情報収集への協力義務や、機構が実施する研修等を職員に受講させる努力義務を課すこととされた。

これらに基づき、地方衛生研究所の機能強化が図られるよう必要な体制等を整備し、今後起こり得る健康危機に対処するため、このたび、「徳島県立保健製薬環境センター健康危機対処計画（感染症）」（以下「本計画」という。）を策定するものとする。

2. 健康危機対処計画の位置づけ

(1) 基本指針における記載について

基本指針（令和5年4月適用）において、「地方衛生研究所は、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や政令市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号。以下「感染症法」という。）に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえ、健康危機対処計画を策定すること」とされている。また、健康危機対処計画策定に当たって盛り込むべき事項や留意点等について、令和5年3月に、健康危機対処計画策定ガイドラインが示された。

これを踏まえ、本計画においては、新型コロナウイルス感染症対応の実績等を振り返り、次の感染症による健康危機発生時に速やかに有事体制に移行できるよう、内容を整理することとした。また、平時から有事に備え、本計画に記載した事項を着実に実施することが重要であり、計画的な人員体制や施設・設備の整備等のための人と予算の確保を行うことが必要であることから、県関係各課との協議の場を確保するなど、人と予算が担保されるよう調整に努めることとする。

(2) 健康危機対処計画と感染症法に基づく予防計画との関係性について

健康危機に対応できる地方衛生研究所体制を構築するため、県関係各課において、人員体制や施設・設備の整備等のための人と予算の確保を行うとともに、保健製薬環境センターにおいて、有事の際に即時に対応できる体制の整備が必要である。

これらを担保するため、県関係課においては、保健製薬環境センターにおける実態を踏まえた人員体制や施設・設備の整備等を内容に含めた感染症法に基づく予防計画（感染症の予防のための施策の実施に関する計画（徳島県感染症予防計画）。以下「予防計画」という。）を定めることとし、保健製薬環境センターにおいては、感染症による健康危機発生時に速やかな有事体制への移行（発生段階に応じた増員、受援体制等）や業務の絞り込み等を内容とする健康危機対処計画（本計画）を策定することとする。

なお、本計画については、平時からの体制整備や感染症による健康危機対応を踏まえながら、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

■ 健康危機対処計画及び感染症法に基づく予防計画の概要

計画名	感染症の予防のための 施策の実施に関する計画 (徳島県感染症予防計画)	徳島県立保健製薬環境センター 健康危機対処計画 (感染症)
担当	県関係課	保健製薬環境センター
役割	計画に基づく 人員と予算の確保	有事の際、感染症の発生及び まん延防止を図る
内容	感染症の予防のための施策の実施 に関する総合的な内容 (計画的な人員体制及び 施設・設備の整備等を含む)	感染症による健康危機発生時における 速やかな有事体制への移行及び業務の 絞り込み等

II. 平時における準備

感染症による健康危機に備え、保健製薬環境センターは、広域的な感染症のまん延の際、民間検査体制が十分に整うまでの間の必要な検査を実施するとともに、国立感染症研究所との連携や他の地方衛生研究所とのネットワークを活用して、国内の新たな感染症に係る知見の収集、国立感染症研究所への地域の状況等の情報提供、地域の変異株の状況の分析及び県関係各課や保健所等への情報提供、民間の検査機関等における検査等に対する技術支援等の実施などを通じサーベイランス機能を発揮することが求められる。

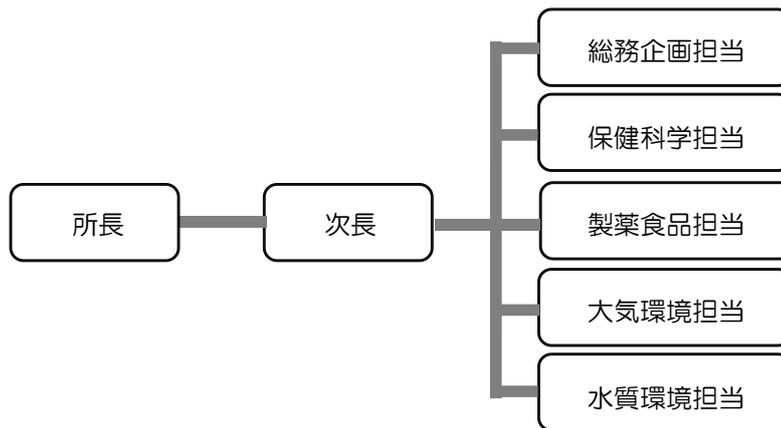
これらの役割を果たせるよう、予防計画で定める数値目標等を踏まえながら、平時から計画的に体制整備や人材育成、関係機関の連携強化等を図ることとする。

1. 有事を想定した所内体制づくり

(1) 指揮命令系統の構築

有事における危機管理責任者は原則保健製薬環境センター所長（以下「所長」という。）とし、所長不在の場合は次長が対応するものとする。また、所長が迅速かつ適切な判断を下すため、担当ごとに責任者を置き、情報の集約と迅速な伝達を行う体制を確立すること。併せて、感染症による健康危機発生時に開催される会議を整理し、保健製薬環境センター内（以下「所内」という。）だけでなく県関係各課や保健所、関係機関との連絡体制についても整備すること。

■ 徳島県立保健製薬環境センター組織図



(2) 有事における所長の役割

所長は所内において感染症による健康危機管理の総括に努めるとともに、対応方針を決定するため、平時より国立感染症研究所、県関係各課、保健所、民間検査機関、大学、病院等の関係機関の長と連携体制を構築し、有事の際は、各関係機関との長レベルで調整が必要な事項に対応すること。

また、所内全体の対応方針の決定、県関係各課への応援派遣要請、科学的かつ技術的な情報に関するマスコミ対応等を担うとともに、有事の際に感染者数または業務量が増加することが見込まれる場合、必要に応じて各担当に事業継続計画（以下「BCP」という。）に沿った取組を開始させること。なお、検査数の増加に伴いBCPにおける継続すべき通常業務が圧迫される場合は、適宜県関係各課等と業務の縮小

を含めて調整を行うこと。

(3) 有事における次長の役割

次長は平時より所長の補佐として県関係各課及び保健所との連絡体制を整えるとともに、有事の際に滞りなく検査が行われるよう、検査担当シフト表の作成や所外からの応援職員の整理、県関係課への検査結果の報告等、所内体制の整備を担うこと。

また、所長不在の場合に所長の業務を代行すること。

(4) 有事における各担当の役割

各担当は、有事の際に感染者数または業務量が増加することが見込まれる場合、必要に応じてBCPに沿った取組を開始し、次の業務を担うこと。なお、所内感染者数の増加やクラスター発生等の緊急事態が発生した場合は、都度柔軟な対応及び業務分担を行うこと。

■ 感染症による健康危機対応における担当業務

担当	有事の際に担当する業務内容
総務企画担当	<ul style="list-style-type: none">検体搬入に係る県関係各課との調整物品購入に係る事務所外応援職員の給与等に係る事務
保健科学担当	<ul style="list-style-type: none">病原体検出に係る検査系の立ち上げ検体の前処理病原体検出に係る検査検査の妥当性評価検査結果の報告試薬等の調製ゲノム解析等病原体検出以外を目的とした検査（以下「ゲノム解析等」という。）物資の在庫管理及び備蓄
製薬食品担当	<ul style="list-style-type: none">検体の前処理病原体検出に係る検査試薬等の調製
大気環境担当	<ul style="list-style-type: none">検体の前処理検体の受付及び検体等の搬送その他検査に係る雑事

水質環境担当	<ul style="list-style-type: none"> • 検体の前処理 • 検体の受付及び検体等の搬送 • その他検査に係る雑事
--------	---

(5) 有事体制への移行

有事において、所長は感染症による健康危機の判断基準に応じて、速やかに所内の体制を有事体制へ切替え、指揮命令系統を確定すること。

■ 各発生段階における所内体制に係る所長の役割

発生段階	所長の役割
海外や国内で新たな感染症等が発生 ～流行初期	<ul style="list-style-type: none"> • 所内職員の配置指示（有事体制開始） • 所外応援職員の兼務依頼
流行初期以降	<ul style="list-style-type: none"> • ゲノム解析等への移行指示
感染が収まった時期	<ul style="list-style-type: none"> • 所外応援職員の兼務免除依頼 • 所内職員の配置指示（平時体制）

2. 関係機関との連携

(1) 県関係各課及び保健所との連携

保健製薬環境センターは、平時より県関係各課及び保健所と連携し、所内で実施可能な検査項目、検査実施件数、検査試薬等の備蓄、所外応援職員の確保、感染拡大期に行うゲノム解析等に必要な検体確保等について、調整を行うこと。

また、感染症による健康危機発生時に速やかに検査を実施できる体制を構築できるよう、検査件数の連絡、検査結果の報告体制及び検体搬送の仕組みの整備等について、あらかじめ県関係各課及び保健所と協議の上、定めておくこと。

(2) 国立感染症研究所等との連携

保健製薬環境センターは、平時より国立感染症研究所等による科学的知見の収集、整理、分析や病原体の収集、検査方法や試薬の開発業務について自らが有する情報を積極的に提供するなどして協力するとともに、国立感染症研究所等が実施する検査担当者向けの研修を活用した人材育成の実施や、外部精度管理を活用して業務の質の向上に努めるなど、全国的な検査体制やサーベイランス機能の強化に寄与するとともに、所内の業務の質の向上に努めること。

なお、特別な技術が必要とされる検査については、国立感染症研究所等との連携を図りつつ実施するものとする。

(3) 民間検査機関等との連携

保健製薬環境センターは、平時より民間検査機関等へ必要な技術指導を行うとともに、民間検査機関等においては実施不可能な検査について、実施できる体制の整備を図るものとする。また、徳島県感染症対策連携協議会等の協議の場を活用しつつ、連携体制をあらかじめ構築し、県関係課が積極的疫学調査を実施する場合には、県関係課からの依頼を受けて民間の検査機関、医療機関の検査部門等と密接な連携を図ることにより、地域における詳細な流行状況の把握や原因不明の感染症等の感染源や感染経路の迅速な究明に寄与する。

(4) 地方衛生研究所間等との連携

保健製薬環境センターは、他の都道府県の地方衛生研究所及び検疫所等との十分な連携体制の構築に努める。

3. 人材の確保・育成

(1) 平時からの計画的な人員配置

予防計画で定める数値目標に基づき、有事の際に速やかに必要な検査体制に移行できるよう、県関係各課と連携して平時から人員配置を計画的に行うこと。

なお、職員の配置については、検査を実施する技術職員のみならず、技術職員をサポートする補助職員、情報収集・解析を行う情報系専門人材等を含め検討することが望ましい。また、適切な人員の配置に当たっては、職員の人材育成も踏まえつつ、県関係各課に必要な人員や必要となる理由、背景についてあらかじめ情報提供を行い、調整に努めること。

(2) 有事において職員の増員が困難な場合の対応

有事において、保健製薬環境センターの職員だけでは対応できない場合を想定し、平時より県関係各課や保健所からの応援職員派遣だけでなく、民間検査機関等についても人員を把握の上、有事の際に協力してもらうネットワークづくりや協定を締結するなどの対応を検討すること。

なお、協定の締結に当たっては県関係各課と調整の上、県関係各課において実施することを原則とする。

(3) 平時からの職員の計画的な育成

前述の人員配置に加え、計画的に保健製薬環境センター職員の人材育成を行うこと。人材育成については、試験検査、調査研究等の核となる技術職員の育成及び全所体制で検査・連絡訓練を行う他、有事の際に県関係各課や保健所等の関係機関との調整対応が円滑に行われるよう、保健科学担当リーダーも担当業務の内容について熟知し、平時より関係機関との連携を深めておくこと。また、感染や濃厚接触者となるなどにより保健製薬環境センター職員が出勤できない場合を想定し、検査が継続できるよう他部署からの応援職員の育成も行うこと。

なお、感染症事例発生時に情報収集、情報分析及び事例のリスク評価を行う感染症情報センターの担当職員についても、計画的な人材育成を行うよう努めること。

(4) 実践型訓練の実施

新たな感染症等によるパンデミックが起り得ることを想定し、平時より円滑に有事体制に移行し検査が実施できるよう、実践型訓練を定期的の実施すること。

実践型訓練については、本部機能の立ち上げから検査終了までの一連の流れを通し、県関係各課や保健所、関係機関と連携しながら複数の感染想定のもとに実施することが望ましく、その際は、検体の採り方や搬送体制、各担当連絡窓口等を確認しておくこと。

(5) 国立感染症研究所等の研修への参加

保健製薬環境センターは、国立感染症研究所等で実施される感染症の検査診断技術及び知識の習得等を目的とした研修に職員を計画的に参加させること。なお、研修を受講した職員が、研修の内容を所内で効果的に活用できるよう、復命講習会を開催するとともに、職員配置について工夫すること。なお、復命講習会の開催に当たっては、必要に応じて県関係各課とも調整しながら応援職員等も参加できる規模とすること。

4. 検査実施体制の確保等

(1) 検査実施体制

予防計画で定める数値目標を踏まえ、これに係る必要な人員を計算し、所内応援体制も含め必要な検査人員体制の確保に関する計画を立てることが必要である。

流行初期については、迅速に検査体制を立ち上げ、感染拡大期においては、ゲノム解析等の実施も求められる。また、感染拡大期にゲノム解析等を実施するために必要な検体確保については、あらかじめ県関係各課や保健所等に必要検体数等を伝

えるなど調整し、必要な検体数の確保に努めること。

(2) 検査マニュアル等の整備

感染症の病原体について、所内の施設・設備で対応可能な分析の標準手法について標準手順書を作成すること。また、検体採取を行うに当たり検体の種類ごとの採取量・保管方法等に関する事項を記載した検体採取マニュアルを事前に準備すること。検体採取及び検査を実施した場合の報告についても、必要事項が遺漏・遅延なく報告されるようあらかじめ報告様式についても検討し、必要に応じて定めておくこと。

(3) 検査機器等の整備

平時より有事に備え、予防計画で定める数値目標と整合する形で検査機器を整備すること。検査機器の整備に当たっては、周辺の機器も含めリスト化し、標準手順書に基づいた点検及びメンテナンス並びに県関係各課と調整の上、老朽化した機器の更新等の対応を計画的に行うこと。

(4) 検査試薬等の備蓄

予防計画で定める数値目標を踏まえ、平時より必要な物品（試薬、消毒薬等衛生用品、PPE、消耗品等）をリスト化し、県関係各課と調整の上、備蓄を行うこと。備蓄した物品の入手先については、国内だけでなく海外を含めルートを確保しておくことが望ましい。また、備蓄物品に期限があることから定期的なメンテナンスと、実践型訓練で運用するなどローリングストックを計画的に実施することが望ましい。

(5) 検体搬送の仕組み等の整備

平時より有事の検体搬送の仕組み及び検体情報の管理について、県関係各課や保健所と調整の上、整備しておくこと。なお、検体搬送については、県関係各課と密に連携し、県関係各課が行う調整に積極的に関与・協力すること。

5. 情報の収集と提供

(1) サーベイランス

病原体等に関する情報の収集のための体制について、平時より感染症発生動向調査事業に基づいたサーベイランスを実施し、国との連携のもと、県関係各課で行われる患者情報及び病原体情報の迅速かつ総合的な分析・還元に寄与できるよう、必要な報告や情報提供について体制整備に努めること。また、ゲノム解析等の結果に

関しても、サーベイランスにより得られる発症日等の疫学データと連動させるなど、県関係各課が行う変異株の発生動向に関する疫学分析等に寄与できるよう、必要な報告や情報提供を行うこと。

なお、新たな感染症等が発生した場合の健康危機管理体制を有効に機能させるため、国からの情報に注視しながら、県内外の情報収集を積極的に行うよう努めること。

(2) 検査情報の還元体制

平時より地域住民、報道関係者が感染症に関する正しい認識を持つよう感染症情報センターを通じて情報提供するとともに、感染症発生時における広報体制について、事前に県関係各課と役割を整理しておくこと。

6. 調査研究の推進

(1) 所内における研究体制整備

調査研究は、感染症において、原因検査、予防法、効率的な検査手技の開発等につながることを期待されることから、平時より研究体制を整え、研究活動を通じて新たな知見を収集し、研究結果を公表することにより、所内においてエビデンスを蓄積・共有するよう努めること。

また、平時より県関係各課及び保健所との連携のもとに、感染症の病原体の保有状況、その検出方法等に関する調査研究、感染症及び病原体等に関する試験検査、その他感染症対策に必要な調査及び研究、病原体情報の収集及びその分析、公表等を行うこと。

(2) 地方衛生研究所等のネットワークを活用した調査研究

調査研究を行うに当たり、平時より国立感染症研究所等や地域の大学、研究機関等のネットワークを活用し、また、必要に応じて動物性感染症等の検査機関とも連携して、感染症対策に関する調査研究に取り組むことが望ましい。

(3) 疫学研究

疫学情報は感染状況を正しく認識するうえで重要であり、政策に影響を与えることから、平時より感染症発生動向調査事業に基づいたサーベイランスで収集された情報等について、データを科学的に分析・吟味するよう努めること。また、得られた結果について、感染症情報センター週報または年報等により還元すると共に、県関係各課と共有する体制を整備すること。

Ⅲ. 発生段階に応じた取組及び体制

1. 発生段階における保健製薬環境センターの役割

本計画では、新たな感染症等の発生段階について、①海外や国内で新たな感染症等が発生した場合（海外・国内発生期）、②流行初期（発生の公表から1か月間）、③流行初期以降、④感染が収まった時期の4つの段階を設定し、各段階に応じた対応を次のとおり定める。

なお、平時よりBCPの策定及び定期的な見直しを行い、有事において業務を縮小する場合は関係者等へ周知すること。

■ 各発生段階における保健製薬環境センターの役割

発生段階	保健製薬環境センターの主な役割
海外・国内発生期	<ul style="list-style-type: none">情報の把握に努め、有事体制の切替えに備える県関係各課が新たな感染症等の発生に係る会議等を開催する場合は適宜参加し、速やかに関係各課との連携体制を構築する
流行初期	<ul style="list-style-type: none">国立感染症研究所との連携等により、迅速に保健製薬環境センターを中心とした検査体制を構築する予防計画の考え方を踏まえ、発生の公表後1か月以内に少なくとも新型コロナウイルス感染症対応で確保した最大検査能力（PCR検査数について、1日当たり400検体）、検査能力に見合った検査設備（PCR等）を整備する情報収集を行う
流行初期以降	<ul style="list-style-type: none">流行初期で立ち上げた検査体制を維持する地域における変異株の状況の分析及び県関係各課への情報提供などを通じ、サーベイランス機能を強化する
感染が収まった時期	<ul style="list-style-type: none">情報収集を継続感染の再拡大、変異株の出現、新たな感染症の発生の早期探知に努める次の感染流行に備え、これまでの対策の評価を行う試薬、試料の調達等の準備を行う

2. 発生段階に対する評価と体制

(1) 海外や国内で新たな感染症等が発生した場合（海外・国内発生期）

① 本部（県関係各課）機能に関する事項

県関係各課が開催する新たな感染症等の発生に係る会議等に適宜参加するとともに、有事体制への切替えに備える。また、所長は適宜、所外応援職員に係る兼務命令の発令を県関係各課に要請する。

② 関係機関との連携・協議に関する事項

検体搬入に係る事前調整、検体搬入、検査結果判定、結果の報告等の一連の流れについて、県関係各課及び保健所との連絡方法等を再確認する。また、要観察者及び疑似症患者等が発生した場合に備え、国立感染症研究所や県関係各課、保健所等の関係機関との連絡体制について確認を行う。

③ 所内体制

国立感染症研究所から検査マニュアルが提供されるまで、保健科学担当は検査情報を収集しつつ、大まかな標準作業書案の作成に取りかかる。また、予防計画で定める数値目標を達成できるよう、各担当は必要に応じてⅡ. 1. (4) で定めた業務について準備する。

ア 検体搬入に係る県関係課との調整

搬入される検体について、検体数、採取場所、搬入時間及び担当保健所等の情報が記載されたリスト等が迅速に取得できるよう、県関係課と連絡体制の確認を行う。

イ 病原体検出に係る検査系の立ち上げ

国立感染症研究所から提供される検査方法に係る情報を収集しつつ、標準作業書案の作成に取りかかる。

ウ 検体の前処理

搬入された検体のバイオボトルからの取り出し方及び病原体検出に係る検査の前処理の手順を確認する。また、PPE着脱方法の手順を確認する。

エ 病原体検出に係る検査（保健科学担当のみ）

平時の検査を継続して行うとともに、新たな感染症等の患者、要観察者及び疑似症患者等が発生した場合は、迅速に国立感染症研究所と連携して対処する。

オ 検査の妥当性評価

平時の検査について、妥当性評価を行う。

力 検査結果の報告

平時の検査の結果について所内での決裁を速やかに行い、県関係課を通じて依頼のあった保健所へ報告する。また、患者、要観察者及び疑似症患者等の結果報告について、県関係課と連絡体制の確認を行う。

キ 物資の在庫管理、備蓄

プライマー等の検査試料の情報に注視しつつ、検査試薬、消耗品、PPE等検査に必要な物品、試料について在庫数を確認し、必要な数量の確保を行う。

ク 検体の受付及び検体等の搬送

保健所が搬入した検体の受付の手順を確認する。また、検査室へ検体等を搬送する際の動線を確認する。

ケ その他検査に係る雑事

検査を行うに当たり、必要な器具の洗浄方法等の確認を行う。

④ 情報提供

平時の感染症発生動向調査事業に基づいたサーベイランスの結果については、感染症情報センターを通じて情報提供を行う。また、新たな感染症等に係る情報提供の方法について、県関係各課と確認する。

⑤ 業務継続に関する事項

BCP及びBCPに沿った取組を開始した場合の連絡先関係機関について確認する。

(2) 流行初期（発生の公表から1か月間）

① 本部（県関係各課）機能に関する事項

県関係各課が開催する新たな感染症等の発生に係る会議等に適宜参加するとともに、有事体制への切り替えを行う。

② 関係機関との連携・協議に関する事項

県関係各課との連絡を密にする。

国立感染症研究所等の関係機関との連絡、情報共有を行う。

県内で患者、要観察者及び疑似症患者等が発生した場合には、特に発生地域を管轄する県関係各課や保健所、関係機関との連絡を密に行えるよう、県関係各課との連携を図る。

③ 所内体制

国立感染症研究所より検査マニュアルが提供され次第、迅速に検査体制を構築するとともに、国立感染症研究所との連携により検査を実施する。予防計画で定める数値目標を達成できるよう、各担当はBCPに沿った取組を開始して有事体制への切り替えを行い、Ⅱ. 1. (4)で定めた業務を担う。また、所外応援職員の兼務命令が発令された場合は、随時当該職員は病原体検出に係る検査を含めた所長が定めた業務を行う。

ア 検体搬入に係る県関係課との調整

検体搬入リスト等が迅速に取得できるよう、県関係課と調整を行う。

イ 物品購入及び所外応援職員の給与等に係る事務

新たな感染症等に係る検査に用いる物品について、一括して会計事務等を行う。また、所外応援職員の給与及び旅費の支出を行う。

ウ 病原体検出に係る検査系の立ち上げ

国立感染症研究所より検査マニュアルが提供され次第、プライマー、プローブ及び検査試薬を発注する。標準作業書案を作成し、検査の妥当性評価を行った上で標準作業書を策定する。検査マニュアルにない機器を設置している場合は、地方衛生研究所全国協議会のネットワークを活用し、試薬の最適化の情報を入手し、調整を行った上で検査を実施する。また、提供されたマニュアルを改編する等、検査の迅速化についても検討し、妥当性評価を行う。

エ 検体の前処理

搬入された検体をバイオボトルから取り出し、検体の前処理を行う。

オ 病原体検出に係る検査

妥当性評価後の標準作業書をもとに、新たな感染症等の病原体検出に係る検査を行うとともに、保健科学担当は平時の検査を継続して行う。

カ 検査の妥当性評価

平時の検査及び新たな感染症等に係る検査の妥当性評価を行う。

キ 検査結果の報告

平時及び新たな感染症等の検査結果について、所内での決裁を迅速に行い、県関係課を通じて依頼のあった保健所へ報告する。

ク 試薬の調製

プライマー、プローブ、陽性コントロール等を受入れてワーキングストックを作成し、必要数及び在庫数を管理して不足がないよう適切に対応する。

ケ 物資の在庫管理、備蓄

検査試薬、消耗品、PPE等検査に必要な物品、試料について必要数及び在庫数を管理し、不足がないよう適切に対応する。

コ 検体の受付及び検体等の搬送

県関係課から送付されたリスト等をもとに、保健所が搬入した検体の受付、リスト等の内容確認及び検査順にリストを並び替えるなどの編集を行う。また、検体等を検査室へ搬送する。

サ その他検査に係る雑事

検査を行うに当たり、必要な器具の洗浄等を行う。

④ 情報提供

平時の感染症発生動向調査事業に基づいたサーベイランスの結果については、感染症情報センターを通じて情報提供を行う。また、県関係各課が行う新たな感染症等に係る情報提供に協力し、実施する検査体制に変更等があった場合は速やかに報告する。

⑤ 業務継続に関する事項

BCPに沿った取組を開始する。

(3) 流行初期以降

① 本部（県関係各課）機能に関する事項

県関係各課が開催する新たな感染症等の発生に係る会議等に適宜参加する。

② 関係機関との連携・協議に関する事項

県関係各課との連絡を密にする。

③ 所内体制

発症者のみならず感染者の濃厚接触者調査のための検査需要が増加し、行政検査だけでは検査需要を満たすことができなくなることが予測されるため、流行初期から県関係各課と調整の上、民間検査機関等への委託を進めながら、一定規模の検査を地方衛生研究所で継続する。また、民間で開発された検査キットの精度の検証を国立感染症研究所と連携して行い、必要に応じて精度管理を含め民間検査機関等への技術指導を行う。さらに、地域における変異株の状況の分析など、サーベイランス機能の強化に努める。

ア 検体搬入に係る県関係課との調整

検体搬入リスト等が迅速に取得できるよう、県関係課と調整を行う。

- イ 物品購入及び所外応援職員の給与等に係る事務
新たな感染症等に係る検査に用いる物品について、一括して会計事務等を行う。また、所外応援職員の給与及び旅費の支出を行う。
- ウ 病原体検出に係る検査系の立ち上げ
検査試薬の供給不足に備え、必要に応じて複数の検査試薬について検査系を確立する。
- エ 検体の前処理
搬入された検体をバイオボトルから取り出し、検体の前処理を行う。
- オ 病原体検出に係る検査
新たな感染症等の病原体検出に係る検査を行うとともに、保健科学担当は平時の検査を継続して行う。
- カ 検査の妥当性評価
平時の検査及び新たな感染症等に係る検査の妥当性評価を行う。
- キ 検査結果の報告
平時及び新たな感染症等の検査結果について、所内での決裁を迅速に行い、県関係課を通じて依頼のあった保健所へ報告する。
- ク 試薬等の調製
陽性コントロール及びプライマー、プローブ等のワーキングストックについて必要数及び在庫数を管理し、不足がないよう適切に対応する。
- ケ ゲノム解析等
ウイルス等の病原体分離培養、ゲノム解析等を行う。変異株スクリーニングについては、有用性や検査方法を具体的に勘案し、検討の上、必要な場合に実施する。
- コ 物資の在庫管理、備蓄
検査試薬、消耗品、PPE等検査に必要な物品、試料について枯渇しないよう、必要数及び在庫数を管理し、調達先と連絡を密にする。
- サ 検体の受付、検体等の搬送
県関係課から送付されたリスト等をもとに、保健所が搬入した検体の受付、リスト等の内容確認及び編集を行う。また、検体等を検査室へ搬送する。
- シ その他検査に係る雑事
検査を行うに当たり、必要な器具の洗浄等を行う。

④ 情報提供

平時の感染症発生動向調査事業に基づいたサーベイランスの結果については、感染症情報センターを通じて情報提供を行う。また、県関係各課が行う新たな感染症等に係る情報提供に協力し、実施するサーベイランスまたは検査体制に変更等があった場合は速やかに報告する。

⑤ 業務継続に関する事項

縮小する業務等について関係者等へ周知する。

定例的な打合せ会議及び研修は当面休止とする。

県関係各課や保健所担当者と電話・メール等で、相互に業務の確認をする。業務の負荷が増えることから、デジタル化も含めた効率的な情報交換を考慮する。

(4) 感染が収まった時期

① 本部（県関係各課）機能に関する事項

県関係各課が開催する新たな感染症等の発生に係る会議等に適宜参加する。また、所長は所外応援職員の兼務を免ずるよう県関係各課に要請する。

② 関係機関との連携・協議に関する事項

県関係各課との連絡、情報共有を行う。

③ 所内体制

感染状況を見ながら、有事体制を解除し、平時の検査体制とする。なお、平時の体制に移行した後、以下の業務は保健科学担当が主として行う。

ア 検体搬入に係る県関係課との調整

検体搬入リスト等が迅速に取得できるよう、県関係課と調整を行う。

イ 検体の前処理

搬入された検体をバイオボトルから取り出し、検体の前処理を行う。

ウ 病原体検出に係る検査

国の施策、通知、指示に伴い、国の方針の下に決定された検査方法や対象者への検査を継続する。また、保健科学担当は平時の検査を継続して行うとともに、今までの検査結果、病原体分離状況等をまとめる。

エ 検査の妥当性評価

平時の検査及び新たな感染症等に係る検査の妥当性評価を行う。また、適宜精度管理を実施する。

オ 検査結果の報告

平時及び新たな感染症等の検査結果について、所内での決裁を迅速に行い、県関係課を通じて依頼のあった保健所へ報告する。

カ 試薬等の調製

陽性コントロール及びプライマー、プローブ等のワーキングストックについて必要数及び在庫数を管理し、不足がないよう適切に対応する。

キ ゲノム解析等

ゲノムサーベイランス（薬剤耐性、変異株の検出）に移行する。また、病原体の特徴や病原性、変異性、薬剤耐性等の情報を提供する。

ク 物資の在庫管理、備蓄

使用した試薬や試料、消耗品の数量、備蓄量を計算し、消費分の補充を行う。

ケ 検体の受付及び検体等の搬送

県関係課から送付されたリスト等をもとに、保健所が搬入した検体の受付、リスト等の内容確認及び編集を行う。また、検体等を検査室へ搬送する。

コ その他検査に係る雑事

検査を行うに当たり、必要な器具の洗浄等を行う。

④ 情報提供

平時の感染症発生動向調査事業に基づいたサーベイランスの結果については、感染症情報センターを通じて情報提供を行う。また、県関係各課が行う新たな感染症等に係る情報提供に協力し、実施しているサーベイランス及び検査体制の変更等を報告する。

⑤ 業務継続に関する事項

平時における業務を再開するとともに、人員体制を平時に戻す。

IV. 感染防御策、業務継続計画の作成

1. 感染防御策に関する事項

(1) 感染症及びその予防策に関する周知・徹底

① 感染症の基礎情報、最新情報

感染症情報センターを通じて、地域住民に対して疫学情報及び検査情報を迅速かつ適切に提供する。特に緊急性の高いものは、県関係各課と協議の上、随

時優先的に提供する。感染症情報センターは、ホームページのアップロード等について、事前に県関係各課と業務連携を図る。

- ② 手指衛生、マスク着用、外出の自粛、所内の清掃や消毒等の感染予防策
感染対策レベルを上げることや、基本的な感染対策である手指衛生やマスク着用励行、所内の清掃、アルコール消毒、咳エチケットの勧め等の感染予防対策について、普段から感染症情報センターを通じてホームページに随時掲載する。これらの情報は、職員にも周知することにより、予防の普及啓発に努める。
- ③ 職員の健康状態の確認
各担当の職員及び家族等、個人個人に自身の健康状況の把握が求められる。また、状況によって公共交通機関を利用する職員の通勤手段の変更や時差通勤、勤務時間の変更等も検討する。
- ④ ワクチンの接種に関する情報
ワクチン接種の選択は、個人の意思が尊重されることを理解した上で、ワクチン接種が感染予防の大きな手段であることから、職員へ情報提供を行う。また、ワクチン接種の時間確保やワクチン接種による副反応による休暇等、接種者に対する配慮を心掛ける。

2. 業務継続計画の作成

- (1) 保健製薬環境センターが受ける影響の想定
 - ① 職員への影響やその他要因の予想
濃厚接触者に該当することによる欠勤や、家族のケア等により人員が不足する可能性があることを事前に想定すること。
 - ② 感染症業務に従事する職員等の想定
業務内容の整理、業務量、業務人数を推定し、感染症業務に従事する人数を決定する。
 - ③ 感染症以外の業務の想定
感染症以外の業務が受ける制限について想定し、優先して縮小すべき業務を検討する。なお、業務の優先順位、過重労働及びメンタルヘルス対応についても考慮すること。
- (2) 保健製薬環境センターの平時の業務を円滑に実施するための方策の検討
 - ① 平時の業務の優先度区分

平時の業務について「継続業務」、「縮小業務」及び「休止・中断業務」を関係機関と調整して決定する。

② 業務量の推計

平時における各業務名、業務内容と業務量をまとめておく。

③ 職員の欠勤に係る対処方策の検討

長期の対応では対応職員が感染することによる欠勤も起こりうるため、所外応援職員による補充等を行い、継続的に業務ができるよう事前に計画する。

3. 業務継続計画の周知・徹底

(1) BCPの周知・徹底

作成したBCPについて、所内で十分に周知し、有事の際に徹底する。また、関係機関にも周知する。

(2) 関係機関との連絡調整

各担当が行っている業務、特に「縮小業務」及び「休止・中断業務」に分類された業務について、連絡窓口を一本化して関係機関との連絡調整を行い、周知する。

V. 感染症による健康危機発生後の対応

1. 事後評価に関する事項

感染症による健康危機対応後については、一連の対応を振り返り、当所の人員・検査体制やBCPのみならず、県関係各課や関係機関との連携等を含めた課題の抽出、改善が必要な事項等を整理し、健康危機対処計画の見直しを行う。また、危機が発生していない場合でも定期的実践型訓練等を実施し、必要に応じて見直しを行う。

VI. 関係機関連絡先

■ 県関係機関連絡先一覧

部署	連絡先
感染症対策課 企画・調査担当	徳島市万代町1丁目1 088-621-2228
徳島保健所 感染症・疾病対策担当	徳島市新蔵町3丁目80 088-602-8907
吉野川保健所 健康増進担当	吉野川市鴨島町鴨島106-2 0883-36-9018
阿南保健所 健康増進担当	阿南市領家町野神319 0884-28-9874
美波保健所 健康増進担当	海部郡美波町奥河内字弁才天17番地1 0884-74-7374
美馬保健所 健康増進担当	美馬市穴吹町穴吹字明連23 0883-52-1018
三好保健所 健康増進担当	三好市池田町マチ2542番地4 0883-72-1123

VII. 改訂履歴

第1版 令和6年3月

Ⅷ. 参考資料

- 新たな感染症等の発生時のPCR検査体制
- 発生段階に応じた業務内容
- 感染症による健康危機対応における所外応援職員
- 休日等における感染症関連業務連絡体制【部外秘】